| | 第9回　定例総会議事録 |
|---|---|
| 1．日　時 | 令和3年12月10日（金）午後3時15分招集 |
| 2．場　所 | 市役所本庁舎8階801会議室 |
| 3．出席委員<br>14名 | 1番　朝耒野　清　　2番　阿部　清　　3番　大野　功二<br>4番　平山　孝行　　5番　得丸　芳昭　　6番　齊藤　耕一<br>7番　秋吉　和行　　8番　加藤　隆生　　9番　齊木　清範<br>10番　長尾　栄作　　11番　脇　文夫　　12番　筒井　昌一<br>13番　二宮　ナミ子　14番　中園　公雄 |
| ４．欠席委員<br>なし | |
| ５．事務局 | 事務局職員　4名 |
| 事務局 | ただいまより第9回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。 |
| 会長 | （あいさつ） |
| 事務局 | それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。 |
| 議長 | それでは、第9回定例総会を開会いたします。<br>本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。<br>次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | 異議なし |

| | |
|---|---|
| 議長 | それでは、議事録署名委員に3番の大野委員さん、9番の齊木委員さん、書記は事務局の今田さんにお願します。<br>まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番は、16ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　1番と関連がありますので、稙田地区の委員さんは、一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 脇委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より4筆は南西へ約300m、2筆は南東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地の3筆は耕起されており、1筆は腰高程度雑草が生えていました。また2筆はカボス、アマナツ、ミカンが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、脚立を2脚、耕運機を1台、剪定バサミを1本所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約30a となります。<br>続いて16ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立田尻小学校より西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画は1ページ　1番と同じです。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | なければ、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告していくください。 |
| 齊藤委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は2筆が保全管理され一部にシイの木が植えられており、3筆は雑草が冬枯れしていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地ではシキミを栽培予定です。農機具はビーバーを3台、トラクター、耕運機、ユンボ、乗用草刈機、ハンマーナイフを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約60a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、2ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 長尾委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東に約1.2km の距離に位置した農地であり、現地はブロッコリーが栽培されていました。譲受人は申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、ユンボ、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約145a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、次の3ページ　1番は関連する非農地決定の取消の審議を先に行います。37ページ　第7号議案　利用状況調査に係る非農地決定の取消　1番について、事務局より報告してください。 |
| 事務局 | 37ページ　1番です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。平成30年度の利用状況調査において現地が原野化ということで非農地決定をいたしましたが、改めて現地を確認したところ保全管理されていましたので、非農地決定の取消について審議していただきたいと思います。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、7号議案について採決します。<br>7号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、37ページの第7号議案は非農地決定の取消とします。<br>戻りまして、3ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 大野委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報 |

| | |
|---|---|
| | 告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南に約300mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において麦、キウイを栽培予定です。農機具はコンバイン、田植機、籾摺り機、トラクターを各1台、乾燥機、軽トラック、草刈機を各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約58a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、次の4ページ　1番は阿部委員の案件となりますので、阿部委員さんは一旦、退室をお願いします。<br><br>（阿部委員退室） |
| 議長 | では、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 得丸委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西に約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において二ラを栽培予定です。農機具はトラクター、堆肥散布機、そぐり機、マルチ張り機、堆肥積機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約361a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、4ページ　1番について採決します。<br>本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、4ページ　1番は許可することとします。<br>では阿部委員さんは着席をお願いします。<br><br>（阿部委員着席） |
| 議長 | 続いて、4ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 筒井委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より東に約1km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約84a となります。<br>地区審議会で審議したところすべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | なければ、5ページ　農地法第4条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 加藤委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分県立新生支援学校の西約20mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、6ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 平山委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校の北約180mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、貸資材置場として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |

| | |
|---|---|
| 得丸委員 | 申請者が臼杵市の方ですが、市外在住の人が転用することは問題ないのですか。 |
| 事務局 | 市外在住の方でも問題ありません。<br>申請者自身が経営する建設会社に貸すという内容です。 |
| 得丸委員 | 臼杵の方が使うわけではないのですか。<br>市外の方の場合、又貸しなどが発生するのではないかと思うのですが。 |
| 事務局 | 貸資材置場ですので、所有者が転用して貸すということに関しては、農地法が規制するところではありませんので、問題ないかと思います。<br>会社の所在地は臼杵ですが、大分市内での工事が増加したため資材置場として利用するとのことです。 |
| 議長 | 他になければ、7ページ　農地法第5条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 脇委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の南西約500mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、専用住宅（一般住宅）として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |

| | |
|---|---|
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、8ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 中園委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターの南約5.4km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態であった。転用者の状況です。本申請は一般住宅として利用するものである。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、採決した4ページの1番を除く、第1号議案について採決します。<br>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。<br>次に、9ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。<br>1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |

| | |
|---|---|
| 脇委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地はサトイモやニンニクが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではサトイモ、ニンニクを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、草刈機、ニンニク洗い機、ニンニク軸切機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約290a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、10ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 長尾委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地のうち1筆は大南市民センターより北西へ約340mの距離に、2筆は南東へ1.5km の距離に位置した農地であり、現地の1筆は耕起され、2筆は背丈程度の雑草が生えていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲やサトイモを栽培する予定です。農機具はコンバイン、田植機を各2台、トラクターを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約359a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見です。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |

| | |
|---|---|
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、次の11ページ　2番は阿部委員の案件となりますので、阿部委員さんは一旦、退室をお願いします。<br><br>（阿部委員退室） |
| 議長 | では、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 長尾委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北へ約1～1.5km の距離に点在した農地であり、ビニールハウス及び露地でニラが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではニラを栽培します。農機具はトラクター、堆肥散布機、マルチ張り機、そぐり機、堆肥積み機を各1台所有しています。<br>利用権設定後の経営面積は約416a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、11ページ　2番について採決します。<br>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |

| | |
|---|---|
| 議長 | 全員賛成ですので、11ページ　2番は承認することとします。<br>では、阿部委員さんは着席をお願いします。<br><br>（阿部委員着席） |
| 議長 | 次に、12ページ　1番は大分地区の案件ですので、私から報告します。 |
| 議長 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約600mの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定新規就農者で申請地では水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、トラックを各1所有しています。利用権設定後の経営面積は約40a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | これまでの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、13ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。 |
| 事務局 | まず13ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容については前回と同内容での更新となっています。<br>次は14ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも前回と同内容の権利設定となっています。<br>次は15ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容の変更はありませんが、期間を3年から5年に延長しての |

| | |
|---|---|
| | 再設定となっています。<br>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、採決した11ページの2番を除く、第2号議案について採決します。<br>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、第2号議案は承認します。<br>次に16ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。<br>1番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 加藤委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、稙田市民行政センターより南西へ約1.5ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培予定です。農機具は乾燥機を5台、草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各2台、籾摺り機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約239a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、17ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 大野委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南東へ約2.7km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地で水稲を栽培します。農機具はトラクター2台、コンバイン、田植機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約53a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、18ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 得丸委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立大東中学校より南西へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地の横尾2筆は耕起されており、他の2筆は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有し、トラクター、田植機、コンバインを各1台借用しています。 |

| | |
|---|---|
| | 利用権設定後の経営面積は約19a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、19ページ　2番は大分地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。 |
| 議長 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より北東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を2台、コンバイン、トラクター、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約92a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、次の3番も大分地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。 |
| 議長 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は JR 滝尾駅より南へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状 |

| | |
|---|---|
| | 況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機、管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約73a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、20ページ　4番も大分地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。 |
| 議長 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は JR 滝尾駅より南へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培予定です。農機具はトラクターを5台所有しています。利用権設定後の経営面積は約420a となります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、5番も大分地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。 |
| 議長 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報 |

| | |
|---|---|
| | 告です。申請地はJR滝尾駅より東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約64aとなります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 加藤委員 | 93歳と高齢ですね。 |
| 議長 | 息子さんが一緒にするとのことです。 |
| 議長 | 他になければ、21ページ　6番についても大分地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。 |
| 議長 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地はJR滝尾駅より東へ約700mの距離に点在した農地であり、現地の片島は耕起されており、津守は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約232aとなります。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | なければ、次の22ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。 |
| 事務局 | 22ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容については前回と同内容での再設定となっています。<br>次に2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。設定をする方と受ける方は親子です。こちらも前回と同内容での再設定です。続いて23ページ3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも同じく、前回と同内容での再設定となっています。<br>それぞれの案件について稙田・野津原地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、第3号議案について採決します。<br>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、第3号議案は承認します。<br>それでは、次に24ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。 |
| 事務局 | 24ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、雄城地区に位置した農地であ |

| | |
|---|---|
| | り、現地は水稲が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にオオバ、水稲を栽培する認定農業者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約447a となります。<br>続いて25ページ　2番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、石合地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する新規就農者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約149a となります。<br>次に26ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後、尾津留、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約629a となります。<br>27ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地は草が生えていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にキクを栽培する認定農業者で、申請地ではハウスでキクの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約47a となります。<br>28ページ　1番です。配分先変更の案件で、双方合意解約の通知が52ページに出ています。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は宮河内地区に位置した農地であり、現地は二ラが栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に二ラを栽培する認定農業者で、申請地では二ラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約272a、72a となります。<br>それぞれの案件について、各地区審議会で審議していただいたところ、 |

| | |
|---|---|
| | すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 阿部委員 | 28ページの案件は、すでにハウスが建っていますか。 |
| 事務局 | 現地調査は中間管理事業担当課が行っており、現地の写真が添付されていませんが、前配分先から考えておそらくハウスが建っていると思われます。 |
| 秋吉委員 | 中間管理事業についてですが、利用権の場合は農業委員、推進委員が現地調査に行くなど係わっていますが、中間管理事業の場合は何の情報もありません。しかしながら何らかのトラブル等が生じた場合には所有者と借受人の間に入らなければならないなどで、大変対応に苦慮しています。中間管理事業の設定に関して、農業委員、推進委員は関係ないではなく、農政課と農業委員会事務局で話し合い、基本的なスタンスを明確にしていただきたいのですが。 |
| 事務局 | 中間管理事業の案件に係る農業委員さん・推進委員さんとの関わり方をどうするべきかについて、昨年からお話をいただいております。<br>事業担当課である農政課と協議を行い、中間管理事業に係る集積や配分について、こうした動きがあるなどの状況報告を毎月の現地調査や地区審議会の際にできるかなど検討したいと思います。 |
| 議長 | 他に質問・意見はありませんか。<br>なければ、第4号議案について採決します。<br>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |

| | |
|---|---|
| 議長 | 全員賛成ですので、第4号議案は承認します。<br>それでは次に、29ページ　第5号議案　非農地証明願　1番について事務局より報告してください。 |
| 事務局 | 29ページ　1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2019年以前から農道の一部として利用していたとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より北東へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。<br>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ2番について、事務局より報告してください。 |
| 事務局 | 2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1998年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。<br>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ30ページ　1番について事務局から報告してください。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 30ページ　1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1959年頃より宅地の一部として利用していたとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南へ約930mの距離に位置した農地であり、現地は宅地の一部として利用されていました。<br>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ2番について、事務局より報告してください。 |
| 事務局 | 2番です。土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は1978年頃より耕作放棄により原野化したとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターより南東へ約1.2km に位置した農地であり、現地は原野化していました。<br>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ31ページ　1番について、事務局より報告してください。 |
| 事務局 | 土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2010年頃より耕作放棄により原野化したとのことです。現地調査報告です。申請 |

| | |
|---|---|
| | 地は、大分インターチェンジより南へ約480mに位置した農地であり、現地は原野化していました。<br>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、第5号議案について採決します。<br>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。<br>次に、32ページ　第6号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 齊藤委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの南西約270mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は専用住宅（一般住宅）として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターから300m以内の区域にある農地であるため、農振解除後は第3種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |

| | |
|---|---|
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 脇委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院の南約600mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ33ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 長尾委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校の南約740mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ34ページ　1番から3番までは関連がありますので、大分地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 二宮委員 | 1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ広場より南西約200mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、建設機械等重機置場として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。<br>次に2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ広場より南西約200mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後は、その他2種農地に該当します。<br>3番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ広場より南西約200mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後は、その他2種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| | |

| | |
|---|---|
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ35ページ　4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。 |
| 筒井委員 | 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北西約240mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、山車倉庫と及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。<br>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 |
| 議長 | これまでの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、第６号議案について採決します。<br>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、第6号議案は承認します。<br>次の36ページ　第7号議案　利用状況調査に係る非農地決定について、説明は事務局からお願いします。 |
| 事務局 | 利用状況調査に伴いまして、非農地のご判断をいただいた農地につい |

| | |
|---|---|
| | て、非農地決定の審議をお願いしたいと思います。それぞれの案件について各地区審議会で審議していただき、その結果すべての案件について非農地相当であるとの意見をいただいています。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ第7号議案について採決します。<br>第7号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議長 | 全員賛成ですので、第7号議案は非農地決定とします。<br>次の38ページからは、第8号議案　報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。 |
| 事務局 | まず38ページです。農地法第3条許可申請委員会処分の報告です。競売の案件で、農地買受適格証明を発行した方のうち記載の方が落札し、11月9日に3条の許可書を交付しております。<br>続いて、39ページから41ページは農地法第3条の3届出で、相続や時効取得により農地を取得した届出が、合計で8件出ています。<br>次は42ページから44ページは農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において所有者が転用した届出が、合計で5件出ています。<br>次に45ページから48ページは農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で52件出ています。<br>次は49ページです。農地法第5条第1項第7号届出の取消で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出の取消願が1件出ています。 |

| | |
|---|---|
| | 続いて50ページから52ページです。農地法第18条第6項通知で、双方合意による解約の通知が3件出ています。<br>最後は53ページ、54ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてで、無線基地局設置工事のための事業計画書が2件出ています。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 |
| 委員一同 | ありません。 |
| 議長 | なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。 |
| 事務局 | 特にありません。 |
| 議長 | なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了いたしました。<br>その他で、何かありませんか。<br>なければ、これで第9回定例総会を閉会します。 |